

【共済制度のご案内】(熟年型共済)

ご加入にあたって重要な事項を説明しています。お申し込みの前に必ずご一読、ご確認ください。

この共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的としています。そのため、この趣旨に賛同された方が、出資金200円を払い込み、県民共済の組合員となつてご利用いただくこととなります。

また、この共済は、熟年生命共済事業約款の内容が契約内容となり、くわしい制度内容は「ご加入のしおり」に記載されております。「ご加入のしおり」「共済事業約款」は、埼玉県民共済のホームページ*に掲載しております。*<https://www.saitama-kyosai.or.jp/kyosaisyohin/guide/>

1 お申し込みいただける方

お申し込みの日(申込書受付日。郵送の場合は消印日。以下同じ)において満65歳から満69歳(満70歳未満)の健康な方で埼玉県内にお住まいか職場があれば、月掛金2,000円コースとその2倍保障の月掛金4,000円コースから1つを選んでお申し込みいただけます。

- (1)お申し込みの日において、加入申込書の「健康告知事項」に該当される方は、ご加入いただけません(ただし、内容によりご加入いただける場合がありますので、くわしくは県民共済にお問い合わせください)。*告知内容が事実と異なる場合は共済金のお支払いができないことがありますので、告知欄は正確にご申告ください。
- (2)「医療・生命共済」または「生命共済プラス型」に加入されている方はお申し込みいただけません。
- (3)他都道府県で重複してご加入にはなれません。

2 掛金の払い込み

掛金は毎月15日(中央労働金庫の場合は毎月18日。以下同じ)にご指定の口座から振替となります。ただし、金融機関が休業日のときは、翌営業日となります(以下同じ)。

*15日に振替ができなかった場合は、その月の28日に、また28日も振替ができなかった場合は、翌月15日に(2ヵ月分を合算して)振替させていただきます。

3 保障の開始

掛金払い込み日の翌日から保障されます。

保障の開始は、県民共済が申込書の内容を審査して承諾した場合に、初回掛金をいただいた日の翌月1日からとなります。ただし、初回掛金をいただいた日の翌日から保障開始日の前日までの間に共済金の支払事由の直接の原因が発生した場合には、共済金のお支払いの対象となります。なお、お申し込みの日の翌月15日(中央労働金庫の場合は18日)が初回掛金の振替日となります。

*保障期間(共済期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(初年度は保障開始日から最初に迎える3月31日まで)となっていますが、解約や失効等がない限り、自動更新されます。ただし、後記『8 無効、解除、失効、取消、解約など』の2.②から⑥に該当すると認められる場合は、県民共済はご加入の更新をいたしません。

4 保障の終期と保障内容の変更時期

保障の終期は制度内容の変更がない限り、85歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

◎70歳・80歳のそれぞれの年齢になられて初めて迎える4月1日以降は、保障内容が変わります。

5 共済金の受取人

共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①～⑫の順序で上位の方となります。

①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
ご加入者と同一世帯に属するご加入者の ②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の ⑦子 ⑧孫 ⑨父母 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
⑫ご加入者の甥姪

この場合において、ご加入者と住居を異にしている場合でも、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとします。また、各順序の同一世帯に属する方の中では、ご加入者によって扶養されている方を上位とします。
*死亡共済金の受取人は、ご加入者が県民共済の承認を受けて次の方のうちいずれか1人を指定または変更することができます。

- (1)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
- (2)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にある方で、上記(1)と類似の関係と認められる方
- (3)前記②から④までに該当する方
- (4)前記①から④までに該当する方がいない場合で、⑤から⑫までに該当する方およびご加入者の2親等以内の姻族の方
- (5)上記(1)から(4)までに該当する方がいない場合で、ご加入者の身近の世話をしている方など日常生活において密接な関係にある方

*遺言により死亡共済金の受取人を指定または変更することはできません。死亡共済金を除く共済金については、指定代理請求人を指定または変更することができます。くわしくは、県民共済までお問い合わせください。

6 共済金のご請求手続きなど

まず県民共済へご一報ください。

- 1.共済金の支払事由が発生したときは、遅滞なく県民共済までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちに送ります。
- 2.共済金のご請求に必要な書類が県民共済に到着した日の翌日から原則5日(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)以内に共済金をお支払いします。
- 3.ご請求の内容によっては、前記2.にかかわらず、確認や調査のための期間をいただくことがあります。

7 共済金等のお支払い

保障内容は保障表およびその説明事項をご参照ください。

- 1.減額またはお支払いができない場合は、主に以下のとおりとなります。

- ①ご加入が無効、解除、失効、取消されたとき
 - ②申込書や共済金請求書類に不実の記載があったとき
 - ③初回掛金をいただいた日以前に発病した病気または発生した事故を原因とするとき
 - ④入院期間が重複するとき
 - ⑤故意、重大な過失、犯罪行為、死刑、無免許運転や酒気帯び運転等、薬物依存、精神障害または泥酔によるとき
 - ⑥頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状のないとき
 - ⑦入院中治療に専念しなかったとき
 - ⑧自殺または自殺行為によるとき。ただし、加入年月日(コース変更日)から1年経過後の自殺・重度障害は病気による場合と同額の共済金をお支払いします。
 - ⑨事故のときすでにあった身体障害や傷病の影響等により傷害が重大となったとき
 - ⑩妊娠を直接の目的とした不妊治療による入院
- 2.地震、戦争、感染症などの事故により一時に大量の支払事由が発生し制度に影響を及ぼす場合は、共済金を減額してお支払いさせていただきます。
- 3.「事故」とは、急激で偶発的な外来の事故をいいます。なお、次の場合などは「事故」とはみなされません。
- ①病気や体質的な要因をお持ちの方が軽微な外因により発症し、または症状が増悪したとき
 - ②呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある方に生じた食物などの吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
 - ③病気の診断、治療を目的としたもの
 - ④脳疾患、病気、心神喪失により生じたもの
- 4.事故による入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が対象となります。
- 5.同じ病気(因果関係のある病気を含む)で複数回入院された場合でも、退院の日からその日を含めて次の入院までの期間が180日以内のときは「1回の入院」とみなされ、保障表に記載の保障日数の範囲で共済金をお支払いします。
- 6.決算後、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日において加入されているご加入者を対象にお戻しします(3月31日において有効に成立しているご加入が対象)。
- 7.共済金の支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
- 8.掛金または保障内容は死亡率などに基づいて見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更時における共済事業約款の内容が適用されます。

8 無効、解除、失効、取消、解約など

- 1.次の場合は、ご加入が無効となります。
- ①お申し込みがご加入者の意思によらなかったとき
 - ②お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなっていたとき
 - ③重複して加入されたときの重複分
- 2.次の場合は、ご加入が解除されます。
- ①故意または重大な過失により、申込書の告知事項に事実

- を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき
 - ②共済金を支払わせる目的で故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
 - ③共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ④他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合
 - ⑤ご加入者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、またはこれらと関係を有していると認められる場合
 - ⑥前記②から⑤のほか、県民共済のご加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- 3.掛金の振替が連続して3ヵ月できなかった場合は、ご加入は失効します。なお、県民共済の定めによりご加入を復活できる場合があります。
- 4.お申し込みの日において、ご加入者が加入資格の年齢の範囲外であったときは、ご加入は取消となります。また、ご加入の締結に際して、詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は締結時に遡って取消となります。
- 5.ご加入者が亡くなられたときはその日において、重度障害共済金が支払われたときは重度障害となられた日において、ご加入は終了します。
- 6.ご加入者はいつでも解約の手続きをとることができます。なお、この共済には解約返戻金はありません。

この【共済制度のご案内】は「共済制度の概要」を記載していますが、**■**をかけた**1・3・7・8**の項目は「特にご注意いただきたい情報」です。お申し込みの際は必ずご確認ください。くわしくは共済事業約款およびご加入後にお届けする「ご加入のしおり」をご確認ください。なお、ホームページ(<https://www.saitama-kyosai.or.jp/>)にも掲載しております。併せてご覧ください。

お申し込みの方法(郵送専用)

「熟年型共済」申込書に必要事項をご記入のうえ、県民共済へご郵送ください。お申し込み時に現金は不要です。

県民共済の個人情報取り扱いに関する重要事項
埼玉県民共済生活協同組合(関連会社を含む)および全国生活協同組合連合会ならびに全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下「県民共済グループ」という)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。
①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の県民共済グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査 ②県民共済グループの事業に関する商品・サービスのご紹介 ③県民共済グループの関連会社および提携企業の商品・サービスのご案内
※詳細はホームページに掲載しています。

お問い合わせは ☎048-855-5221

営業時間/平日9:00~17:00
定休日/土・日・祝日(土曜日は電話受付あり)

埼玉県民共済生活協同組合

〒338-8601 さいたま市中央区上落合2-5-22